平成２４年（フ）第８８号
奈良県橿原市今井町１丁目２番10号　マンション橿原Ａ―２、開始決定時の住所奈良県橿原市中曽司町288番地の３　フォレスト橿原214
破産者　阪本　光子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
奈良県葛城市北花内619番地１　プリマージュ新庄502号、開始決定時の住所奈良県葛城市東室190番地２
破産者　前田　新一
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目２番３号メゾンプリムローズ102号
破産者　手嶋　善継
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０６７号
愛知県大府市森岡町２丁目239番地
破産者　深谷　正彦
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺2566番地
破産者　吉田　　悳
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９５号
大阪府和泉市伏屋町２丁目２番７―803号
破産者　重谷　咲子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
大阪府東大阪市柏田東町11―23長瀬レーベンハイム206号、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―５―206
破産者　大西　伸也
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
大阪府和泉市箕形町６丁目８番３―106号、前住所大阪府泉大津市末広町２丁目３番10―405号
破産者　西村　健司
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
広島市西区横川町３丁目９番12―1105号
破産者　松島　美香（旧姓松浦）
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
福岡県北九州市小倉南区守恒本町２丁目11番３―302号、前住所熊本県八代市千丁町太牟田1324番地２
破産者　繁　　照美
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
熊本市西区花園３丁目13番１号　グリーンハイツ橋本102、前住所熊本市中央区出水３丁目１番12号　ラフィーネ出水202
破産者　壹岐　　恵
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
大分市大字寒田417番地の４　フレグランスシエナＢ202、開始決定時の住所大分県佐伯市蒲江大字森崎浦1428番地18
破産者　津田　啓介
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
北海道旭川市８条通９丁目52番地の５
破産者　長野　定義
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９２号
北海道上川郡和寒町字福原236番地
破産者　井戸川峰行
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
北海道北見市常呂町字土佐１番地34　西町第１団地2063号
破産者　青木　紀子（旧姓植田）
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第５号
宮城県柴田郡柴田町西船迫１丁目６番地７サマーディンヤマイチ103号、破産手続開始決定時の住所宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目３番地72
破産者　宮路登志子
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部